

場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月31日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	中南米地域（グアテマラ・ボリビア） /全途上国
語学の種類	英語（西語ができればなお可）

※語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：あり

ボリビアの入国の際に、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の提示が必要な場合がある。

詳細は厚生労働省ホームページ参照：

[FORTH | 国・地域別情報 | 南米地域 | ペルー・ボリビア・エクアドル](#)

また、アメリカ入国の際にワクチンパスポート提示が必要。

詳細は在日米国大使館ホームページ参照：

[COVID-19 ワクチン接種の要件 - 在日米国大使館と領事館 \(usembassy.gov\)](#)

6. 業務の背景

青年海外協力隊事務局では、事業 PDCA サイクルを通じた JICA ボランティア事業の更なる改善、日本国民および相手国を含む外部ステークホルダーへの説明責任の確保、という2つの目的の下、2018年度に JICA ボランティア事業評価ガイドライン（第一版）（別添1、以下「ガイドライン」）を策定し、2019年度よりその運用を開始した。

JICA ボランティア事業の評価は、ガイドラインに則り、開発協力におけるプロジェクトやプログラムで使用される DAC 評価6項目ではなく、同事業が独自に設定する3つの事業目的がどの程度達成されているかを評価の視点とする。この評価の視点には、視点1「開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与」、視点2「異文化社会における相互理解の進化と共生」、視点3「ボランティア経験の社会還元」という3つの視点が含まれる。これらの視点に沿って、青年海外協力隊事務局では、国別 JICA 海外協力隊事業計画のレビュー、JICA 海外協力隊の活動目標達成状況・相互理解状況の集計、帰国後アンケート調査、現地調査、派遣者データベースの分析（要望調査票、選考資料）、JICA 海外協力隊による日本に向けた情報発信の実績・効果の調査、事業全体にかかる定性的な調査、という主に7つの評価調査及び分析を実施する。

本業務「2022年度 JICA ボランティア事業調査（グアテマラ・ボリビア）（事業評価）」は、ガイドラインが定める評価調査の一つである「現地調査」として位置づける。本業務では上述した評価の視点1、2に重点を置き、事業目的の達成度合いを定量・定性的に確認する。

また、隊員活動において2022年度はコロナウイルスの影響あったことに鑑み、コロナ禍における活動再開状況についても本調査に含めるとともに、調査対象国は日系社会への JICA 海外協力隊派遣も実施していることを考慮し、日系社会との関係における JICA ボランティア事業の貢献・課題等についても抽出する。本業務では、グアテマラおよびボリビアを現地調査の対象国として設定する。昨年度まではコロナ禍後、未だ隊員の渡航再開が実現できていない国も多くあったものの、2023年1月時点では73か国の渡航再開が決定しており、派遣中隊員数も増加傾向にある。グアテマラとボリビアに関しても一定の派遣中隊員数を

維持しており、またボランティア事業の歴史の長さから累計派遣人数も多い。これにより、両国では本業務の目的に見合う現地調査が期待できることから、本年度の調査対象国とする。

グアテマラでは、1989年に旧青年海外協力隊、2003年に旧シニア海外ボランティアの派遣を開始した。累計派遣隊員数は2022年10月時点で約800名にのぼる。重点分野としては1. 貧困地域社会・経済開発分野、2. 環境防災分野であり、2023年1月時点では小学校教育や数学教育などの教育分野等の隊員を中心に19名派遣中。

一方でボリビアは1978年4月に旧青年海外協力隊、2001年に旧シニア海外ボランティアの派遣を開始した。また、1986年からは日系社会青年海外協力隊、1993年からは旧日系社会シニア海外協力隊を派遣しており、累計派遣者数は2022年12月時点で約1300名にのぼる。2023年1月末時点での派遣中隊員数は23名ではあるものの、「防災に向けたインフラ整備/水資源管理」、「農産品の流通強化・生産性基盤の整備」、「保健サービスの普及強化」等の分野を中心に今後も継続的な隊員派遣を実施予定である。

7. 業務の内容

(1) 国内準備期間【2023年5月上旬～5月下旬】

2019～2021年度JICAボランティア事業現地調査時の調査方法を参考に、JICAボランティア事業評価ガイドライン（第一版）が定める視点1、2に沿った現地調査を実施するために必要な準備を行う。

- 1) 既存の文献、報告書等（2019年度～2021年度JICAボランティア事業現地調査報告書、国別JICA海外協力隊事業計画（2019～2022年度）¹、隊員報告書、隊員報告書添付の活動結果表（隊員の活動目標達成状況・相互理解状況）等）をレビューし、グアテマラおよびボリビアにおけるJICAボランティア事業の実績を整理・分析する。
- 2) 上記の報告書等を確認し、現地調査の実施プロセスを整理・検討する。
- 3) 上記の報告書等を確認し、調査項目（特に現地で入手、検証すべき情報）やデータ収集方法、調査方法を整理・検討する。
- 4) 調査行程表（詳細）の作成支援を行う。
- 5) ガイドラインの概要（調査国向け説明資料、英語または西語）、現地調査の概要（調査対象者向け説明資料）の作成支援を行う。
- 6) アンケート調査紙（調査対象の隊員本人、配属機関、受益者、援助受入

¹ 2021年までの名称はJICA海外協力隊事業計画。なお、コロナ禍による2020年度は作成なし。

窓口機関、関係機関など向け、日本語、英語または西語）およびインタビュー調査票・記録紙（英語または西語）の作成支援を行う。

- 7) アンケート調査紙を、事前に対象者へ配布する。
- 8) 対処方針会議等、関連する各種会議を実施する。
- 9) 現地調査報告書（案）の目次構成を整理する。

（２）現地調査の実施【2023年5月下旬～6月下旬】

現地調査を実施する。なお、渡航経路は日本⇒グアテマラ⇒ボリビア⇒日本とし、渡航は1回のみとする。

- 1) 機構グアテマラ及びボリビア事務所との打合せを実施する。
- 2) 現地調査の関係者に対し、ガイドラインおよび現地調査の概要資料などを用いて、現地調査の調査方法を説明する。
- 3) 事前に配布したアンケート調査紙を回収し、同調査紙に基づいて現地調査の対象者にインタビューを実施し、その結果を評価グリッドとして取りまとめる。
- 4) 評価グリッドに基づいて現地調査結果要約表（案）の作成支援を行う。
- 5) 現地調査結果を機構グアテマラ事務所及びボリビア事務所に報告する。

（３）事業の評価【2023年6月下旬～7月上旬】

現地調査で収集した情報、データを分析し、ガイドラインが定める視点1、2から、対象国2カ国におけるJICAボランティア事業の評価を行い、現地調査報告書（案）（和文）等の作成支援を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2023年7月4日（火）までに提出。

以下報告書を電子データにて提出すること。

- ・現地調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アメリカ（ロサンゼルス、ダラス等）⇒グアテマラ（グアテマラシティ）⇒パナマ等⇒ボリビア（ラパス）⇒アメリカ（マイアミ、ダラス等）⇒日本を基準とする。

なお、アメリカを経由するため ESTA を取得する必要があるため、2011年3月1日以降にイラク、イラン、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンへ渡航された方、2021年1月12日以降にキューバへ渡航された方は ESTA の認証が下りない点ご注意ください。

また、ボリビア国内において航空機による移動が発生する可能性があります。その場合は調査日程が確定次第、JICA にて手配する予定です。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は必要に応じて計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 5 月 24 日～6 月 22 日を予定しています。
現時点でグアテマラおよびボリビア入国時の隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 協力企画 (JICA)

イ) 事業評価 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA グアテマラ事務所及び JICA ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：必要に応じてあり

エ) 通訳傭上：必要に応じて英語⇄スペイン語もしくは日本語⇄西語への通訳あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じてアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 青年海外協力隊事務局・海外業務第一課 (jvtv1@jica.go.jp) より提供します。

- JICA ボランティア事業評価ガイドライン (第一版)

※本資料は現在改定中のため、改定が完了次第別途配布 (2023 年 4 月頃予定)

- 2019年度 JICA ボランティア事業現地調査報告書（ウガンダ・ザンビア）
- 2020年度 JICA ボランティア事業現地調査報告書（東ティモール・PNG）
- 2021年度 JICA ボランティア事業現地調査報告書（マラウイ・ガーナ）
- 2019年度 JICA ボランティア事業評価報告書
- 2020年度 JICA ボランティア事業評価報告書
- 2021年度 JICA ボランティア事業評価報告書²
- 国別 JICA 海外協力隊事業計画（2019年度、2021年度及び2022年度、グアテマラ及びボリビア版）
- JICA ボランティア事業評価ガイドラインの概要資料（調査国向け説明資料：英語版）

なお、資料配布の依頼をいただく際には以下同意文をメールに含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA グアテマラ事務所および JICA ボリビア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してく

² 現在作成中のため、2023年4月以降に共有できる予定

ださい。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に
業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談
窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第
で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡
航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

現地調査報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

目次

評価調査結果要約表

1. 現地調査の概要

- 1.1 現地調査の背景と目的
- 1.2 現地調査の対象・範囲
- 1.3 調査チームおよび調査日程
- 1.4 現地調査の項目
- 1.5 現地調査の方法
- 1.6 現地調査の制約条件等
- 1.7 グアテマラ・ボリビアにおける JICA ボランティア事業の変遷・概況
 - 1.7.1 グアテマラ
 - 1.7.2 ボリビア

2. 視点 1「対象国の経済・社会の発展、復興への寄与」に関する現地調査結果

- 2.1 調査対象国における重点課題と派遣ニーズ
 - 2.1.1 対象国における要請ニーズ
 - 2.1.2 要請ニーズに対する派遣実績
 - 2.1.3 職種と活動内容
 - 2.1.4 隊員の活動目標の達成状況
- 2.2 事業計画に沿った実績・成果
 - 2.2.1 アプローチの有効性
 - 2.2.2 期待される成果の達成状況
 - 2.2.3 期待される成果の妥当性
 - 2.2.4 現地調査で確認した主な好事例
 - 2.2.5 活動・成果によるプラスのインパクト
 - 2.2.6 JICA ボランティア事業のプロセスについて

3. 視点 2「異文化社会における相互理解の深化と共生」に関する現地調査結果

- 3.1 相手国の日本理解促進
- 3.2 相手国の日本・日本人の印象変化
- 3.3 受入れ前後比較で受益者・関係者の日本・日本人の印象変化
- 3.4 異文化理解促進の効果～具体的事例
- 3.5 隊員の相手国理解の促進
- 3.6 隊員による情報発信
- 3.7 プロセス・アプローチに関わること

4. 提言・教訓

4.1 提言

4.2 教訓

以上